

マヴィ・マルマラ号事件…イスラエル・トルコ関係

小林 宏 辰

問題提起

- I. 事件に至る背景…イスラエル・パレスチナ（ハマス）・トルコ関係
- II. ゴールドストーン報告
- III. 国連人権理事会委任調査団報告
- IV. パーマー報告
- V. 法的評価
展望

問題提起

「マヴィ・マルマラ号事件」は、二〇一〇年五月三十一日、なかなんなくガザ支援船団へのイスラエル海軍の急襲によって発生したものである。⁽¹⁾
この事件には、なかなんなく政治的側面と法的側面が存在する。⁽²⁾

本稿の目的は、「マヴィ・マルマラ号」を含む六隻の

「ガザ支援船団」とイスラエル海軍の衝突事件、つまり「マヴィイ・マルマラ号事件」の法的側面に焦点を当てて考察するところにある。

この『事件』を理解する為には、二〇一〇年五月三十一日以前、つまり二〇〇八年一月二七日から二〇〇九年一月一八日まで続いたいわゆる「ガザ軍事紛争」^③ならびに、イスラエルによって宣言・実行されているガザ地区の『海上封鎖措置』^④にも目を向けることが不可欠である。

更にこの法的考察にとって不可欠な要点は、「ガザ地区を巡る軍事紛争」について、国連が三つの調査委員会（ゴードストン委員会、国連人権理事会委任調査団^⑤（*the international fact-finding mission*）及びパーマー委員会^⑥）を設置し、それぞれの委員会が報告書を提出している事実である。

従って、本稿は、前記三つの国連報告を戦時法（*ius in bello*）^⑦、つまり国際人道法の諸原則、更には「人道に対する犯罪」^⑧規定に照らして分析し、それぞれを法的に

評価し、一定の結論に到達する事を目的とする。

I. 事件に至る背景…イスラエル・パレスチナ（ハマス）・トルコ関係

考察の対象とされる三つの事象は、

第一に、イスラエル・パレスチナ（ハマス）関係を巡る二〇〇八年一月二七日から二〇〇九年一月一八日までの「ガザ戦争」

第二に、イスラエルによる『対ガザ地区海上封鎖』措置、第三に、イスラエル・トルコ関係を巡る「マヴィイ・マルマラ号事件」である。

1. イスラエル・パレスチナ（ハマス）関係…ガザ戦争及び海上封鎖

ガザ戦争…

二〇〇八年一月二七日、イスラエル軍とパレスチナ・ハマス派間に、ガザ戦争が勃発し、イスラエル側の一方宣言により、二〇〇九年一月一八日に戦闘停止した。イスラエルは、この戦闘開始を、ハマスによるイスラエル南部へのミサイル攻撃を停止させる目的を以て正当

化した。この戦闘で、パレスチナ側に一四〇〇名以上の死者と五〇〇人以上の負傷者が発生し、これに対して、イスラエル側の戦死者は、僅かに一三名と報告された。

イスラエルがこの作戦を自衛戦争と看做したに対し、トルコは、ムスリム同胞に対する侵略と看做した。これに加えエルドアン・トルコ首相は、ガザ紛争をイスラエルの『国家テロ』と呼び、しかもオルメルト・イスラエル首相がこの作戦の真意を事前に説明しなかった事実をトルコへの侮辱と受け止めた。更にトルコ国営テレビ局が反イスラエルの内容のドラマシリーズ「アイリリック(Aytilik) Ⅱ分離」を放映し、イスラエル外務省がトルコに抗議した。かくして、トルコの一連の行動がイスラエル側によって『冷戦布告』と受け止められた。⁷⁾

なお、ガザ戦争では、軍事的戦闘と並んで、同時にいわゆる心理的戦闘も遂行された。戦争では、どの当事者も自らのイメージを改善し、相手側のそれを悪化させる事を試みる。パレスチナ側は、とりわけ婦女子（非戦闘員）の被害を大々的に喧伝し、イスラエル側もハマスの

ミサイルで被害を蒙った婦女子のビデオをマスコミに流した。⁸⁾

しかし現実にはガザ戦争は、イスラエル側に極めて不利に作用した。それはなかならず双方の人口密度の相違に起因する。つまり、三六〇平方キロメートルのガザ自治区に約一・五百万人が住み、その四五%が一四歳以下の子供である。ガザ地区の人口密度は、一平方キロメートルに四一六七名で大都市並みの人口密度である。

従って、ガザ戦争では、住民もほとんど保護される事無くハマス派への軍事攻撃に類似する危険に晒されることになった。⁹⁾

海上封鎖..

ガザ・パレスチナ自治区は、イスラムファンダメンタリスト組織ハマスの実効支配下であり、そこから不定期にイスラエルに向けてミサイルが打ち込まれた。これに対しイスラエル側は、ガザ地区に対し二〇〇八年一二月二七日戦闘を開始し、約三週間戦闘を継続し、二〇〇九年一月一八日、一方的に戦闘を停止した。しかも既にこ

れ以前に、イスラエル側は、ガザ地区への武器・弾薬の流入を防ぐ目的で、海上封鎖も継続している。

つまりハマスとイスラエルは戦争状態にある。^⑩

ここで重要な点は、イスラエルの相手である、パレスチナ（及びハマス）が国家であるか否か以前に戦争当事者である事実である。

2. イスラエル・トルコ関係：マヴィ・マルマラ号事件

「フリー・ガザ・ムーブメント (NGO)」やトルコ人権団体等によって組織され、七〇〇人以上の活動家と一万トンの援助物資を搭載した六隻からなるトルコ旗を掲げる船団は、キプロスを出港し、二〇一〇年五月三十一日未明「海上封鎖対象」とされるガザの港に向けて航行中、公海でイスラエル海軍によって停船を命ぜられ、ガザ港でなく、アシユドット港への入港を指示されたが、これを拒否し、ガザ港に向けて航行を継続した。船団を組織する活動家達は、ガザ地区の住民を支援するだけでなく、船団が不法と看做すイスラエル側の海上封鎖の突破を試みた。イスラエル側の観点によれば、この種の船団の行為は人道的動機ではなく、しかも一度この海上封鎖が突

破されれば、テロリストと武器の回廊が確立する結果となる。イスラエル海兵隊は、ヘリコプターでトルコ船「マヴィ・マルマラ号」を急襲したが、組織的抵抗に遭遇し、(トルコ系アメリカ人一人を含む) 九名のトルコ活動家を殺害し、船舶を制圧・捕縛した。戦闘で、イスラエル兵七名を含め、三〇数名が負傷した。^⑪

II. ゴールドストーン報告

ゴールドストーン報告の正式のタイトルは、「パレスチナ及び他のアラブ被占領地域に於ける人権：ガザ紛争に関する国連調査委員会報告」(Human Rights in Palestine and other occupied arab Territories: Report of the United Nations Fact Finding Mission on the Gaza Conflict) であり、発表機関は、国連人権理事会である。

1. 要点

- 1) イスラエルもハマスもガザ戦争において戦争犯罪を犯した。しかも人道に対する犯罪も犯した可能性あり。
- 2) ガザ戦争に於けるイスラエルの行動は、ガザ地

区の全住民の刑罰を目的（故意！）とした組織的政策であり、国際人道法違反を構成する。

（イスラエル側の主張・イスラエル軍は、人口密集地域において、テロ集団を制圧する為に、負担軽減的かつ適切な行動を採った。）

3) 長期にわたるガザ地区の封鎖は、集団刑罰と見做される。

4) イスラエルの軍事作戦は、民間住民に対する比喩不適合な武力行使により、全住民に対する刑罰を意味し、戦争犯罪及び人道に対する犯罪を構成する。（用例・食糧供給施設、上水道施設、セメント工場、住宅等々の組織的破壊による民間パレスチナ住民の日常生活の困難化及び民間人を防護楯として利用）

5) イスラエルは、民間人の不必要な犠牲を回避することに失敗した。

6) イスラエルが犯罪の張本人を訴追する為に、なかなかなく安全保障理事会の強制措置及び国際刑事裁判所の手続きが必要である。¹²⁾

2. 適用法

委員会の規範的枠組みは、一般国際法、国連憲章（民族自決権¹³⁾、国際人道法、国際人権法及び国際刑法である。¹⁴⁾

3. 争点

1) 軍事目標

ゴールドストーン報告によれば、イスラエル軍がガザ地区の民間施設（例えば、警察施設、議会、法務省及び刑務所、病院等々）を直接かつ意図的に攻撃の標的としたが、これは明白な国際人道法違反を構成する。¹⁵⁾

イスラエル側の軍事措置の正当化を目的とする主張によれば、パレスチナ（ガザ）議会施設は、「ハマスの政府部分であり、ガザに於けるテログループのインフラ施設として奉仕し、ハマスの統制メカニズムを構成していた」¹⁶⁾。

ゴールドストーン報告は、国際人道法（戦時法）の主要原則たる軍事目標と非軍事目標の区別を根拠とし、イスラエル側の主張を許されないとし、戦時法（国際人道法）違反と位置付けた。¹⁷⁾

なお、標的とされた警察署の爆撃で九九名の死亡が確

認められたが、ゴールドストーン報告は、詳細な事実の法的分析の結果、イスラエル側の軍事攻撃が慣習国際人道法に違反する『比例不適合な攻撃』と位置付けた。¹⁸⁾

更に、標的とされた複数の回教寺院（五五名の死傷者）及び病院に関し、イスラエル側は、ハマス側が回教寺院を武器庫として利用し、病院を軍事的に利用していると主張した。ゴールドストーン報告は、前者に関してイスラエルの主張を裏付ける証拠を¹⁹⁾発見できなかったとし、後者に関してもイスラエルの主張を裏付ける証拠を²⁰⁾発見しなかったとしている。

4. ゴールドストンの再考

1) ゴールドストンの事後説明

ゴールドストーンは、二〇一一年四月二日ワシントンポスト紙に投稿し、これまでの主張の重要部分の修正と採られるような内容説明を行った。曰く、

1) ゴールドストーン報告は、現在我々が知っている事実を当時我々が知っていたなら、違った内容になつていたはずである。

2) ゴールドストーン報告に続く国連マクガヴァン・デービス委員会の最終報告は、イスラエルがガザ地区における四〇〇ケースにわたる不法行為非難の調査を行った事実に対し、ハマスは、イスラエルに対するロケット攻撃に関する調査を行わなかったとしている。

3) ゴールドストーン報告は、イスラエル及びハマス双方による、潜在的戦争犯罪と「可能な人道に対する犯罪」の証拠を見出した。ハマスによるこれらの犯罪は、言うまでもなく、故意であり、つまりそのロケットは、意図的にかつ区別なしに、民間目標を標的とした。

4) イスラエルによる意図的行動の非難は、非戦闘員の死傷の事実ならびに他の合理的証拠発見の不能に基づくものである。

5) その後のイスラエル側によって提出された資料は、イスラエル側が故意に非戦闘員を標的にはしていない事を示している。

6) 私は、当初から示したように、イスラエルの協力を歓迎する。ゴールドストーン報告の目的は、決

してイスラエルに対する事前の結論を証明しようとするものではなかった。私にとって常に自明なことは、イスラエルが、他の主権国家と同様に、内外からの攻撃に対して自らとその市民を守る権利と義務を有する事である。

7) 軍事紛争に適用される法は、国家軍と同様に、ハマスの如き非国家軍にも適用される。ハマスの如き非国家軍も戦時法の諸原則を順守することを確保する事は、なかならず戦時法の基準を維持し、非戦闘員を保護することになる。²¹⁾

2) ゴールドストンの事後説明の影響

結論として、ゴールドストンによる事後説明は、イスラエル・パレスチナ軍事紛争に関する国連の諸決議への直接的影響は及ぼしていない。²²⁾

しかしながら、ガザ戦争に於けるイスラエルの軍事行動の法的考察にとって重要なゴールドストン報告の結論に重大な実質的修正がなされた事実が看過できない。つまり、軍事攻撃の結果発生した死傷者と器物破壊における「故意」が否定された事実がこれである。

しかも、イスラエル軍によるガザ軍事攻撃における『故意』の否定と同時に、ハマスの軍事行動に於ける非戦闘員に対する無差別攻撃（つまり故意）が対比された事実も看過できない。²³⁾

これによって、結果として、イスラエル側がハマスを単なる「テロ集団」と位置付ける事を納得させる資料を提供することになる。

3) 人道に対する犯罪

人道に対する犯罪のイメージは、例えば、ナチスのユダヤ人殺戮（ホロコースト）、スターリンの強制収容所、毛沢東の大量殺戮、ウガンダの大量殺戮、セルビアの人種洗浄、カンボジアの大量殺戮等々が頭に浮かぶが、イスラエルの対ガザ軍事攻撃及び海上封鎖を直接『人道に対する犯罪』と位置付ける方式には多少違和感を覚えざるを得ない。確かに、委員会の規範的枠組みは、一般国際法、国連憲章、国際人道法、国際人権法及び国際刑法であるが故に、「人道に対する犯罪」も含まれる。しかし、『人道に対する犯罪』の一方的な、しかも安易な適用は、この概念の重みを軽減する結果とならないだろうか。²⁴⁾

Ⅲ・国連人権理事会委任調査団 (the international fact-finding mission) 報告

国連人権理事会委任調査団報告の正式のタイトルは、「人道支援を遂行する船団に対するイスラエルの攻撃に起因する国際人道法及び人権法を含む国際法侵害を捜査する国際調査委員会の報告」(Report of the international fact-finding mission to investigate violations of international law, including international humanitarian and human rights law, resulting from the Israeli attacks on the flotilla of ships carrying humanitarian assistance) であり、発表機関は、国連人権理事会である。

1. 要点

1) 国連人権理事会によって二〇一〇年六月二日に設立された調査団は、二〇一〇年五月三十一日イスラエル軍によるガザ人道支援船団の捕縛行為から生じた九名の死者と多くの障害者の発生を国際人道法及び国際人権法を含む国際法の違反を調査する事を目的とする。

2) 報告は、国際人道法及び国際人権法を含む国際法の違反が行われたか否かについて調査団が決定した事実の法的分析を含む。

3) 調査団は、五二頁にわたる報告書の中で、イスラエル軍による船団の捕縛とイスラエルにおける滞在中に国際人道法及び国際人権法を含む一連の国際法違反が行われたと結論付けた。²⁵⁾

2. 適用法

国際人道法及び国際人権法を含む国際法。²⁶⁾

3. 調査団の主張

1) 不公正な勝利は、決して永続的平和をもたらない。

2) 二〇一〇年五月三十一日時点で、ガザ地区に人道的危機が存在していた。この事実だけからしても、海上封鎖は、不法である。

3) この結論から生ずる一連の帰結は、原則的に、公海におけるイスラエル軍によるマヴィ・マルマラ号の捕縛は、不法であった。とりわけイスラエ

ル軍の行動は、国連憲章第五一条（個別的及び集団的自衛権）によって正当化できない。

4) イスラエルは、封鎖を安全保障上の根拠から正当化しようとする。イスラエル国家は、他の諸国と同様に、平和と安全への権利を有する。ガザ地区からイスラエル領土へのロケット攻撃は、国際法及び国際人道法に対する深刻な違反を構成する。しかしガザ地区民間人の集団的刑罰を構成する反撃行動も違法である。

5) 船団の乗客に対するイスラエル軍の行動は、状況に対して比例不適合であるばかりか、全く不必要かつ信じられない違反のレベルを表示している。この行動は、人権法及び国際人道法に対する重大な違反を構成する。

6) ジュネーヴ第四条約第一四七条に違反する以下の犯罪に対する証拠が存在する。

- * 故意の殺戮、
 - * 虐待あるいは非人道的扱い、
 - * 身体あるいは健康に対する重大な侵害、
-²⁷⁾

4. 法的考察

1) 海上封鎖

国際法によれば、原則的に、公海における航行の自由が支配しており、その例外は、戦時海上封鎖である。

更に、公海上の船舶は、排他的にその船旗の所属する国家の管轄下にある。その例外は、海賊、奴隷船、麻薬取引船、無国籍船の疑いの蓋然性がある場合に於ける第三国による臨検の可能性の存在である。

なおイスラエルが明示的に承認している海戦規定は、海上軍事紛争に適用されるサンレモ・マニュアル（SRM）である。いずれにせよ、原則的に全ての国家を拘束する規定は、国連憲章第五一条（個別的・集団的自衛権）（*ius ad bellum*）ならびに主要諸国の軍事紛争法（LOAC）（*ius in bello*）である。

軍事紛争法によれば、海上封鎖は、敵国の海岸での通商禁止である。合法的海上封鎖を確立した戦争当事国は、公海上での封鎖を遂行する権限を有する。²⁸⁾

海上封鎖は、通知、効果的かつ公平な強制及び比例適合を含む一連の法的要求を充足しなければならぬ。²⁹⁾ とりわけ海上封鎖は、以下の場合に違法とされる…

a) 民間人の飢餓を唯一の目的とするか、あるいは民間人の生存にとって本質的な物資の給付拒否の場合。

b) 海上封鎖からする具体的かつ直接的軍事利点との関係で過剰に民間人を危険に晒す場合。⁽³⁰⁾

2) 調査団報告の結論

調査団報告は、リチャード・フォークの報告⁽³¹⁾、自らの見解⁽³²⁾、ならびに国際赤十字委員会の見解⁽³³⁾を指摘した上で、海上封鎖が集団的処罰を意味し、イスラエルによる国際人道法違反を構成すると結論付ける。⁽³⁴⁾

調査団報告によれば、更に、戦争当事国が公海において中立船を停止させ、臨検し、その方向を統制する権利を有するが、これについては論者の対立が存在する。しかしサンレモ・マニュアルならびに一連の諸国の軍事マニュアル⁽³⁵⁾は、関係船が敵国の支援に関与している合理的疑念が存在する場合にのみ、この権利が行使され得るとしている。第三国の航行の自由への介入の権利は、安易に想定されてはならない。⁽³⁶⁾

従って、合法的海上封鎖が存在していない場合、関係船の遮断（捕縛）の合法的基盤は、以下のような合理的疑念に他ならない…

* 兵器を輸送し、あるいは敵の戦争行為への緊密な統合の如き敵国の戦争行為への有効な寄与（戦時捕縛権）。

* 国連憲章第五一条の個別的・集団的自衛権⁽³⁷⁾。

調査団報告は、如何なる軍事的危険の疑念も船団に対して存在しないし、しかも国連憲章第五一条の自衛権の適用ケースも存在しないので、イスラエル軍による船団の遮断（捕縛）は、不法であると結論付ける。⁽³⁸⁾

3) 問題点

既に確認したように、調査団報告は、イスラエル軍による海上封鎖そのものが違法であり、しかもこれに基づいて実行された船団の遮断（捕縛）行為も違法であると結論付けた。二つの結論は、以下の理由から、問題なしとしない。

第一に、戦争当事者に国連憲章第五一条（個別的・集団的自衛権）が適用されるか否か（*ius ad bellum*）に関わらず、イスラエルとハマスの間に戦争が勃発したことで、双方に戦時法（国際人道法）（*ius in bello*）が適用される。

第二に、拘束的条約ではなく、いわゆる *soft law* と見做され、その大部分が慣習国際法である一九九四年のサンレモ・マニユアルによれば、海上封鎖宣言当事国は、封鎖地域に向かう第三国の船を原則的に、海岸線から二四カイリ内で停船を命じ、臨検する権利を有する。しかし関係船が最初から海上封鎖の突破を公言している場合には、既に公海でも同様の行為が許される。

第三に、イスラエルは、二〇〇五年にガザ地区からイスラエル軍が撤退したため、この地区が占領地とは見做していない。しかし、二〇〇七年にイスラエルは、海上封鎖を宣言したので、ガザ地区は、再び占領地区と見做される。占領軍は、原則的に、占領地区の民間人の生命・財産の維持に努めなければならない。

第四に、イスラエル軍による『集団的処罰』については、調査団報告とイスラエル側の事実確認と法的評価が

対立している現状からして、最終結論は極めて困難に留まる。

第五に、とは言っても、たとえば、イスラエル側による海上封鎖そのものが合法であり、しかもこれに基づき、海上封鎖の突破を試みる船団の遮断・捕縛行為も合法であるとしても、その具体的執行方式に瑕疵がありや否やについては、当面未決に留め、パーマー報告の検討を待つ事が賢明と考える。³⁹⁾

IV. パーマー報告

パーマー報告の正式のタイトルは、「事務総長の二〇一〇年五月三十一日付船団事件調査委員会報告」(Report of the Secretary-General's Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident) であり、発表機関は、国連事務総長である。

1. 要点

- 1) 二〇一〇年五月三十一日四時二六分六船舶が海岸線から七二マイル地点でイスラエル軍によって捕縛された。諸船舶は、人と人道的物資を運送中で

あった。

船団は、イスラエル軍によって、ガザ海岸線が海上封鎖下にある故に、コース変更の指示を受けた。イスラエル軍の船団捕縛作戦の結果九人の死者と多くの負傷者が発生した。

2) 国連事務総長は、二〇一〇年五月三十一日の船団事件の調査を目的として委員会を設置した。委員会は、トルコとイスラエル両国による調査報告書を受け、これを検討した。両国はそれぞれ自前の調査委員会を立ち上げた。

3) 委員会は、事件の事実、状況、関係を確認し、将来のこの種の事件発生を回避する為の方法を勧告するが、裁判所として機能し、法的責任について、判定を下すものではない。

4) 委員会の作業方式は、合意に基づくものであるが、この報告書は、最終的には委員長と副委員長の合意の成果である。⁴⁰⁾

2. 事件の事実、状況及び関係

1) 二〇一〇年五月三十一日事件は、将来再発しては

ならない。

2) 公海における航行の自由の原則は、国際法の下で一定の限定的例外下に置かれている。イスラエルは、ガザ地区における軍事集団によって自らの安全に対する現実の脅威に直面している。海上封鎖は、海からの兵器流入を防ぐ為の正当な安全措置として導入されており、しかもその遂行は、国際法の要求に合致している。

3) 人々が政治的観点を表明する権限があるとしても、海上封鎖を突破する試みの中で、船団は無謀な行動と採った。船団参加者の大多数は、非暴力的意図を持っていたが、船団組織者とりわけ「人権・自由・人道救済基金」(IHH)の行動、性格及び目的については深刻な問題が存在する。

4) トルコ及びイスラエル両国は、この事件の発生を意図しておらず、事件発生を回避する為に必要な行動を採った。

5) 海上封鎖地域から遠く離れた地域で相当な兵力で船団に、しかも乗り込み直前の警告なしに、乗り込む決定は、過剰かつ不合理であった。

a) 事前に非暴力的選択が採られるべきであった。対立を回避する為の乗り込み前の警告が行われるべきであった。

6) イスラエル軍兵士は、マヴィ・マルマラ号に乗り込んだ際に、一乗船グループによる組織的暴力的抵抗に直面し、自らを守るために武力行使を余儀なくされた。イスラエル兵士三名が捕らえられ、虐待された。他の若干のイスラエル兵士が負傷した。

7) マヴィ・マルマラ号の捕縛中にイスラエル軍の武力行使による死傷者の発生は、受け入れられない。

8) イスラエルは、この事件に関して「遺憾の適切な宣言」を發し、死傷者及びその家族に⁽⁴⁾ 応分の補償金を提供すべきである。

V. 法的評価

1. ゴールドストーン報告

ガザ戦争に関するゴールドストーン報告には、総じて三つの問題点が存在する。

第一の問題点は、イスラエル軍がガザ地区において、その軍事攻撃によって、パレスチナ人を無差別に『集団的処罰』を行ったとするものである。この主張は、暗黙の中にイスラエル軍の『故意』が前提とされている。

しかしながら、後に、この「故意」の前提は、ゴールドストーン自身によって否定された。従って、「集団的処罰」そのものの主要部分も崩壊した。

第二の問題点は、軍事目標に関わる問題である。イスラエル軍がガザ地区の政府行政施設（議会、警察署等々）及び民間施設（モスク、病院等々）を標的としたとの主張がこれである。この主張に対し、

イスラエル側は、「ハマス集団が全体としてテロ集団であり、従って、その集団が使用する主要なインフラも軍事標的とり得る。」とする、非常に苦しい一般的主張に加えて、「警察署員の中にも戦闘員が存在する」事実、「モスク（回教寺院）が兵器庫として利用されている」事実、「病院が軍事施設として利用されている」事実等々を指摘し、最後に、イスラエル軍が、原則的にガザ地区の民間人の負担軽減のための努力をしてきたと主張する。

第三の問題点は、あらゆる軍事紛争の際に取り上げられる『比例適合性』の問題である。比例適合性の原則を云々する以前に指摘される軍事紛争に関わる事実は、紛争当事者が軍事紛争で、可能な限り相手の軍事能力（兵員十兵器）を低下させることを目標にしていることである。しかもこの目標への到達が民間人及び民間施設への最小限の副次的損害の下に遂行されることが国際人道法の一般原則とされている。この関連で現在重要な役割を演じているものが「精密兵器」である。つまり相手の軍事目標をピンポイントで攻撃し、その際に、民間人及び民間施設の損害を最小限に抑える兵器である。イスラエル軍は、この種の兵器を保持しているが故に、ガザ地区におけるハマスの軍事紛争で有利に戦争を遂行した。しかしイスラエルにとって不利な状況は、攻撃対象のガザ地区が大都市並みの人口密集地である事実である。このような地区では、軍事紛争において、民間施設及び民間人の副次的損傷の可能性が高まることになる。

結論として、ゴールドストーン報告では、軍事目標への限定攻撃ならびに比例適合性原則の適用に際しても、人

口密集地としてのガザ地区への応分の配慮が不可欠と考えられる。

2. 国連人権理事会委任調査団報告

ガザ戦争及びマヴィ・マルマラ事件に関する国連人権理事会委任調査団報告には総じて四つの問題点が存在する。第一がイスラエル軍への国連憲章第五条の自衛権適用の不可能性、第二に、海上封鎖そのものの違法性、第三に、海上封鎖の違法性に基づくマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛行為の違法性、第四に、停戦・捕縛方式の違法性がこれである。

第一の問題点であるイスラエル軍への国連憲章第五条の自衛権適用の可能性については、二つのケースで考えられる。一つは、ガザ戦争そのものの勃発要因である。数年にわたりガザ地区からのハマスのイスラエル南部への数千発の無差別ロケット攻撃に対して、イスラエル側が国連憲章第五条の自衛権発動は、十分に説得性がある。一発のみのロケット攻撃に自衛権を発動する事には問題があっても、数年にわたって、数千発のロケッ

トを、しかも無差別の打ち込む行為には、すくなくとも「針刺し戦術 (Nadelstich-Taktik)」理論⁽⁴²⁾の適用が不可能ではない。つまり自衛権発動の前提は、武力行使であるが、一発のロケット攻撃ではともかく、これが繰り返される場合、一国の安全を脅かす事になり、しかもその国の政権の不安定化に導くことも不可能ではない。

他の一つは、イスラエル軍による、マヴィ・マルマラ号の停船・捕縛の試みに際し、イスラエル軍の船からの乗船の試みに対する物理的抵抗、そしてその後のヘリコプターからの乗船に対する武器を含む組織的抵抗（どちらが先に発砲したかについては明確な証拠が存在しない。）からして、イスラエル側が自衛権の適用を主張する事は少なくとも不可能ではない。

第二の問題点である、海上封鎖そのものの違法性については、争いがある。既に指摘したように、その大部分が慣習国際法である一九九四年のサンレモ・マニユアルによれば、海上封鎖中の戦争当事国は、封鎖地域に向かう第三国の船を原則的に、海岸線から二四カイリ内で停船を命じ、臨検する権利を有する。しかし関係船が最初

から海上封鎖の突破を公言している場合には、既に公海でも同様の行為が許される。従って、イスラエル軍による海上封鎖そのものの違法性を導き出すことは、合理的ではない。

第三の問題点であるイスラエル軍によるマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛行為の違法性は、海上封鎖そのものの違法性が導き出されない限り、導き出すことは極めて困難である。

第四の問題点であるイスラエル軍によるマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛方式の違法性については、武力行使における『比例不適合』が問題となると考えられる。この問題については、イスラエル側とトルコ側の主張にどちら側が最初に発砲したかについて一致点が見出されない状態に留まっている。従って、事実に関して法的結論を導き出すことは不可能と考えられる。

3. パーマー報告

パーマー報告は、全体としてバランスのとれた報告と

見做されるが、それでもなお、一つの問題点が指摘される。つまり、パーマー報告は、

一方で、「イスラエルは、ガザ地区における軍事集団によって自らの安全に対する現実の脅威に直面している。海上封鎖は、海からの兵器流入を防ぐ為の正当な安全措置として導入されており、しかもその遂行は、国際法の要求に合致している。」とし、しかも、「海上封鎖を突破する試みの中で、船団は無謀な行動を採った。」としながらも、

他方で、「海上封鎖地域から遠く離れた地域で相当な兵力で船団に、しかも乗り込み、直前の警告なしに、乗り込む決定は、過剰かつ不合理であった。」とし、しかも、「マヴィ・マルマラ号の捕縛中にイスラエル軍の武力行使による死傷者の発生は、受け入れられない。」と結論付けている。

結論として、パーマー報告は、イスラエル及びトルコ双方に受け入れ可能な報告を目指したように思われるが、それ故に、論理の首尾一貫性に欠ける印象を与えている。軍事紛争の中で絶えず持ち上がる問題は、「比例適合性」

原則である。前記の三つの報告でもこの原則が持ち出された。そしてこれらの三報告が共にイスラエル軍の行動に『比例不適合』あるいは「過剰」あるいは「不合理」とのレッテルを貼った。確かに、マヴィ・マルマラ号の停船・捕縛に際して、九名の人命が失われた。これは客観的な事実である。しかし、そこに至るまでの状況説明をパーマー報告は、極めて詳細に行った。それでもなお、その結論は、イスラエル軍の行動が「過剰」かつ「不合理」で、（人命の喪失が）『許されない』とされた。この報告が、裁判所判決ではなく、将来類似的事件の発生を回避する為のものである事実を考慮すれば、法的考察に固執することは、場違いであるかもしれない。この報告が最後にイスラエルとトルコの関係改善の努力を勧めている事実からしても、この報告に法的論理の一貫性を求める必要はないかもしれない。

展望

ガザ紛争（戦争）、海上封鎖ならびにマヴィ・マルマラ号事件に関わる国連の三つの報告、つまり、いわゆるゴールドストーン報告（人権理事会報告）（二〇〇九年九

月一五日) (五七五頁)、国連人権理事会委任調査団報告 (二〇一〇年九月二七日) (五六頁) 及びパーマー報告 (国連事務総長調査委員会報告) (二〇一一年七月) (二〇五頁) は、それぞれの発表機関の性格を反映して、多様な法的な見解を表明した。

しかし三報告共に共通する内容は、イスラエル軍がマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛作戦において「比例不適合」な武力行使を行ったとする主張である。

しかし、既に指摘したように、軍事紛争に於ける『比例適合性』の原則の適用は、極めて困難な作業領域に属する。その困難性は、先ずこの概念の定義上の難しさ、そしてこの概念が適用される事実確認の難しさである。

従って、この問題の解決の為に数学的厳密性を伴った結論を出すことは最初から放棄せざるを得ない。結局、相対的な正しさを求めること以外の方法は無いようである。そのような観点から、パーマー報告を検討するならば、この報告に於ける首尾一貫性の欠落はともかくとして、問題解決の糸口の提供は、評価に値すると看做される。

この報告が公表された直後に、トルコは、ガザ支援船にトルコ海軍の軍艦を護衛させると公表したが、未だにこれが行われていない。しかも、マヴィ・マルマラ号事件以来、ガザ支援船の試みが数回行われたが、マヴィ・マルマラ号事件に類似する事件は発生していない。あのような事件が多くのがざ支援船に抑止力を行使したとも考えられる。

なお二〇一三年三月、ネタニヤフ・イスラエル首相は、エルドアン・トルコ首相へマヴィ・マルマラ号事件について正式の謝罪を行い、これをトルコ首相が受け入れ、事件は一応の解決をみた。その後のイスラエル・トルコ関係の改善が期待されている。

- (1) Dan Dinner, *Türken nach Gazal*, in: NZZ vom 25. Juni 2010
- (2) George Szpiro, *Niemand will entschuldigen...*, in: NZZ vom 27. Dezember 2010;
- (3) George Szpiro, (註 3) (2010); Silke Mertins, *Türkei erklärt Israel den kalten Krieg*, in: NZZ vom 25. Oktober 2009; Isabelle Imhof, *Der Krieg mit den Kinderbildern*,

- in: NZZ vom 8. Januar 2009; の戦争の戦時法的諸問題については 小林宏農「戦時法 (ius in bello) の問題点: 人道法の厳格適用を巡って」日本法学第七五巻第三号【平成二十二年一月】四四九頁—四七二頁参照。Asa Kasher and Amos Yadlin, Assassination and Preventive Killing, in: SAIS Review, No.1/2005, pp41-57; Avishai Margalit and Michel Walzer, Völkerrecht im asymmetrischen Krieg. Oder wie bekämpft man Terroristen? In: Internationale Politik (IP), Juli/August 2009, S.56-63;
- (4) Jade-Yasmin Tänzler, “Israel kann und darf Hilfsschiffe nicht durch-lassen.” sagt Seerechtler Heintschel von Heinegg, in: NZZ vom 16. Juni 2011;
- (5) Report of the United Nations Fact Finding Mission on the Gaza Conflict (Goldstone-Report), 15. September 2009;
- UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission to investigate violation of International Law, including inter-national humanitarian and human rights law, resulting from the Israeli attacks on the flotilla of ships carrying humanitarian assistance, 27. September 2010
- Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident (Palmer Report) July 2011
- (6) eg, Beschädigte Glaubwürdigkeit der Uno, in: NZZ vom 18. September 2009;
- (7) George Szpiro, (註 5) (2010); Silke Mertins, Türkei erklärt Israel den kalten Krieg, in: NZZ vom 25. Oktober 2009
- (8) Isabelle Imhof, Der Krieg mit den Kinderbildern, in: NZZ vom 8. Januar 2009
- (9) Isabelle Imhof, (註 6) (2009);
- (10) Dan Dinner, (註 7) (2010); Helen Keller, Legitime Selbstverteidigung, oder Staatsterror? in: NZZ vom 9. Juni 2010; Jade-Yasmin Tänzler, “Israel kann und darf Hilfsschiffe nicht durchlassen.” sagt Seerechtler Heintschel von Heinegg, in: NZZ vom 16. Juni 2011;
- (11) George Szpiro, (註 8) (2010); Dan Dinner, (註 9) (2010) 参照。
- (12) Goldstone-Report (註 10) (2009), p.19, 24, 25; vk., Uno-Schelte gegen Israel, in: NZZ vom 15. September 2009.
- (13) Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion of 9 July 2004, I.C.J.Reports 2004, p.135, paras.149, 155 and 159; Goldstone-Report (註 11) (2009), p.82
- (14) Goldstone-Report (註 12) (2009), pp.7, 82f.
- (15) Goldstone-Report (註 13) (2009), pp.11, 14, 102, 103

- (16) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.112, 113, 114.
- (17) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.11, 12, 117, 118 (388, 389, 390).
- (18) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.118-134.
- (19) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.141, 142
- (20) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.142, 143
- (21) Richard Goldstone, Reconsidering the Goldstone Report on Israel and War crimes, The Washington Post, April 2, 2011
- (22) Verwirrung um Uno-Bericht: Richter Goldstone zieht Bericht zum Gaza-Krieg nicht zurück., in: NZZ vom 11. April 2011.
- (23) 並行して、一部のメディアでは、イスラエルが戦時法を真剣に受け止めており、「大隊毎に」「人道将校」(人権受託者)を張り付けている事実も紹介している。Juliane von Mittelstaedt, Israels Kriegs-Trainingslager: Wir nicht so schnell zurück., in: Spiegel Online vom 8. April 2011.
- (24) eg, Beschädigte Glaubwürdigkeit der Uno, in: NZZ vom 18. September 2009; Goldstone-Bericht zum Gaza-Krieg, “Es gibt starke Beweise für israelische Kriegsverbrechen”, in: Zeit-Online vom 15. September 2009 Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.24, 25.
- (25) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), p.1; UN-Gutachten verurteilt israelischen Angriff auf Hilfsflotte, in: NZZ vom 23.9.2010;
- (26) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.1, 11-18.
- (27) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.53-56
- (28) San Remo Manual, para.10 (b)
- (29) San Remo Manual, paras.93-95, 100.
- (30) San Remo Manual, para.102
- (31) Richard Falk, A/HRC/13/53, para.34
- (32) A/HRC/12/48, para.1878
- (33) ICRC-Statement of 14 June 2010: “The whole of Gaza’s civilian population is being punished for acts for which they bear no responsibility. The closure therefore constitutes a collective punishment imposed in clear violation of Israel’s obligations under international humanitarian law.”
- (34) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.12, 13
- (35) San Remo Manual, paras.118 and 67; UK Manual, para 13.91.
- (36) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.13, 14.

- (37) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註15) (2010), pp.14.
- (38) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註15) (2010), pp.14.
- (39) Helen Keller, Legitime Selbstverteidigung oder Staatsterror? in: NZZ vom 9. Juni 2010; Jade-Yasmin Tänzler, “Israel kann und darf Hilfsschiffe nicht durchlassen.” sagt Seerechtler Heintschel von Heinegg, in: NZZ vom 16. Juni 2011: 支援船団に対する調査委員会 (Turkel-Kommission) は、イスラエル軍の行動は国際法に合致すると結論付けた。
- Kommission verteidigt Einsatz gegen Gaza-Hilfsflotte: 300-seitiger Bericht zum Vorgehen von Ende Mai 2010, in: NZZ vom 23.1.2011; Kommission befindet Israels Vorgehen gegen Gaza-Flotte für rechtmäßig, in: Zeit-Online vom 23.1.2011;
- (40) Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident (Palmer Report) July 2011 (註15) (2010), p.3. なお、この委員会のネガティブな性格をたどりついで、Richard Falk, Deep Flaws in the UN’s Mavi Marmara report, in Alazeera.Net.9. September 2011参照。
- (41) Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident (Palmer Report) July 2011 (註15) (2010), p.3-6.
- (42) Y.Z.Blum, State Response to Acts of Terrorism, in: International Security Council (ISC) (ed.), State Terrorism and International System, 1986, pp.47.: 小林宏晨、自衛の論理、武力行使と自衛隊 (VI) 第五章 国際テロリズム：その法的側面、国防 一九八七年一〇月号 七八頁参照。